府令

○内閣府令第百二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年十二月十七日

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること（官房の所掌に属するものを除く。）。 5　［略］	（企画室及びデジタル市場企画調査室） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること。 5　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

省令

○財務省令第六十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。 ［一～七　略］ 八　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により国に帰属した債権を徴収する場合の歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金並びにスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第十九条第一項の規定により納付を命じた課徴金に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式 九　［略］ 2　［略］	（納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。 ［一～七　同上］ 八　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により国に帰属した債権を徴収する場合の歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項の規定により徴収する延滞金に係る納入告知書及び納付書　別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式 九　［同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十二月十八日から施行する。

○財務省令第七十号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき